

※ 出来るだけこまめに加筆:書換:修正:訂正をしていきたいと思ひます。
誤り等がございましたら、ご連絡下さい。

yyama178@yahoo.co.jp

●追加・修正

<機器備品・図書・車両:kamoku0207 P251・21行目>

	<p><映像・音楽データ等のコンテンツ> (CPA報告第42号1-6) 映像・音楽データ等のコンテンツは、図書に準じて処理する。</p>
	<p><電子ブック> (事業団月報私学VOL156) 冊子形態の書籍が電子化された電子ブック(百科事典・単行本・ハンドブック等)を購入した場合は、利用の形態に従い、図書に準じて処理する。</p>
	<p><電子ジャーナル> (事業団月報私学VOL156) オンライン・ジャーナルと呼ばれる学術情報を収録した電子ジャーナルの購読契約は、利用の形態に従い、当該雑誌を購入した場合に準じて会計処理する。 したがって、長期間にわたって保存使用が予定されない雑誌に相当する電子ジャーナルである場合は、消費支出として処理することができる。</p>

<リース取引:kamoku0209 P286・下から12行目>

	<p>再リース料は、経費として処理する。 ●20高私参第2号・H20.9.11 ●事業団月報私学VOL156</p>
	<p>ただし、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、 通</p>

<リース取引:kamoku0209 P287・13行目>

	<p>ただし、リース取引の対象が経費となるものについては、利子込み法を原則とする。</p>
	<p>●ファイナンス・リース取引の会計処理(事業団・月報私学VOL156)</p>

<リース取引:kamoku0209 P288・8行目>

	<p>リース資産は、有形固定資産またはその他の固定資産(企業会計流にいうと無形固定資産)であり、具体的な表示科目は、20高私参第2号・H20.9.11が「該当する固定</p>
--	---

資産の科目……に含めて表示する」としていることから、教育研究用機器備品、その他の機器備品、車両等であると解する。

<リース取引:kamoku0209 P288・下から7行目>

CPA報告第41号・1-8で、会計処理の具体例あり。
事業団月報私学VOL156で、会計処理の具体例あり。

<リース取引:kamoku0209 P291・18行目>

●通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理ができる場合(事業団月報私学VOL156)
●CPA報告第41号・1-3に、会計処理例示あり

<借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア:kamoku0211 P302・14行目>

ソフトウェアとコンテンツが明確に区分できない場合は、その主要な性格がソフトウェアかコンテンツかを判断して、どちらかにみなして会計処理する。
(事業団月報私学VOL156)

<借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア:kamoku0211 P303・下から9行目>

<映像・音楽データ等のコンテンツ> (CPA報告第42号1-6)

映像・音楽データ等のコンテンツは、図書に準じて処理する。

<電子ブック> (事業団月報私学VOL156)

冊子形態の書籍が電子化された電子ブック(百科事典・単行本・ハンドブック等)を購入した場合は、利用の形態に従い、図書に準じて処理する。

<電子ジャーナル> (事業団月報私学VOL156)

オンライン・ジャーナルと呼ばれる学術情報を収録した電子ジャーナルの購読契約は、利用の形態に従い、当該雑誌を購入した場合に準じて会計処理する。

したがって、長期間にわたって保存使用が予定されない雑誌に相当する電子ジャーナルである場合は、消費支出として処理することができる。

●追加・修正

<土地・建物・構築物・建設仮勘定:kamoku0202 P222～3>

●校舎新築に伴う付帯支出(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)1-1)

校舎建築にあたっての付帯的に支出—例えばテレビの共同アンテナ支出は、所有権が学校法人にあれば、固定資産として処理する。

	<p>所有権がないアンテナ支出や日照権の保証金支出が、校舎建築の当初から見込まれていた場合は、当該校舎の取得価額に含める。それ以外は、経費処理する。</p>
	<p>●<u>公共的施設等に係る支出(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)1-2)</u></p>
	<p>自己も便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置等のための支出は、経費として処理する。資産計上は認められない。</p> <p>ただし、校地や校舎の取得・新築等の当初から見込まれていた、取得・新築等に関連しての支出は、当該資産の価額に含め、それ以外は経費処理とする。</p>
	<p>●<u>建物に係る受入交付金(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)1-3)</u></p>
	<p>学校建設費の一部として国や地方公共団体から受け入れる交付金は、補助金で処理する。 <昭和49年10月CPA報告第16号を参照></p> <p>それ以外のものからの交付金は、寄付金で処理する。</p>

<機器備品・図書・車輛:kamoku0207 P247>

	<p>●<u>少額重要資産の判断(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)1-5)</u></p>
	<p>重要資産であるか否かは、次の2つで判断される。</p> <p>第1は、学校法人の性質上基本的に重要な資産であるかどうか。(学生生徒等の机、椅子、ロッカー又は図書館等における書架等、教育研究上基本的に重要な資産である)</p> <p>第2は、常時多額(多量)に保有することが目的遂行上必要とされる資産か。</p> <p>どのようなものが少額重要資産になるかは、経理規程等に具体的に定めることが望まれる。</p>

	<p>●<u>補助金により購入した少額の物品(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)1-4)</u></p>
	<p>補助金で購入した物品でも少額であれば、消耗品で処理する。</p> <p>ただし、別に所轄庁の指示がある場合は、それによる。</p> <p>補助金による取得資産の物品管理は適切にされることが求められる。</p>

<土地・建物・構築物・建設仮勘定:kamoku0202 P212・7行目:P239・25行目>追加

	<p>●<u>仮設校舎の設置及び取壊し(CPA研究報告第20号・1-6)</u></p>
	<p>仮設校舎とはいえ1年を超えて使用するのであるから、固定資産として処理する。</p> <p>減価償却期間は、使用見込期間とする。</p> <p>仮設校舎の取壊費用は、教育研究経費とする。仮設資産の使途に応じて教管区分する。</p>

<機器備品・図書・車輛:kamoku0207 P257・下から9行目>追加

	●美術品を寄贈された場合の会計処理(CPA研究報告第20号・1-7)
	専門家に鑑定を依頼するか、最近の売買事例や美術年鑑等の評価額を参考に して取得価額を決定する。

<機器備品・図書・車輛:kamoku0207 P250・13行目:下P250下から4行目>追加

	●追録として発行される書籍(CPA研究報告第20号・1-8)
	追録には、加除と補遺がある。 追録は、価値の増加と減少が考えられるので、経費として処理する。 補遺は、それ自体が独立の価値をもつので、長期にわたって保存・利用するもの は図書として 処理する。

	●コンテンツ及びデータファイルの処理(CPA研究報告第20号・1-9)
	いずれも、図書と類似の役割を有するので、利用の態様に従い、図書に準じて処 理する。

<土地・建物・構築物・建設仮勘定:kamoku0202 P230>修正

	●資産と経費の区分が困難な支出(CPA研究報告第20号・旧Q&A(55.5)2-2)
	施設・設備関係支出と経費支出との区分は一般に認められた会計慣行による のであるが、その区分が特に困難な場合に限り、例えば、税法の形式的区分 基準を参考にして、次のような基準を経理規程等に定めることも一つの方法で ある。① 1件当たり支出金額が60万円未満である場合、又は修理、改良等 の対象とした個々の資産の前年度末の取得価額の10%相当額以下である 場合は経費支出とする。ただし、明らかに施設・設備関係支出に該当するも のを除く。 ② 既往の実績により、おおむね3年以内の期間を周期として、ほぼ同程度支 出されることが常例となっている事情がある場合は経費支出とする。 ③ ①に該当しない1件当たりの支出金額の全額(②の適用を受けたものを除 く)について、その金額の30%相当額と、その改良等をした資産の前年度末の 取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を経費支出とし、残額を施設

		<p>・設備関係支出として、その除却損を計上しない経理をする。 ただし、この規程を定める場合、①に60万円未満等とあるのは、各学校法人の規模等を勘案して定めるべきである。</p>
--	--	--

<土地・建物・構築物・建設仮勘定:kamoku0202 P231・下から14行目>追加

	<p>● 耐震診断及び耐震補強工事 (CPA研究報告第20号・旧Q&A(55.5)2-3)</p>
	<p>耐震診断の結果によって補強工事等が決定され、診断開始時には工事を予定していないのであるから、耐震診断支出は「委託報酬手数料」等の経費で処理する。 耐震補強工事支出は工事の内容により、建物支出なのか、経費支出なのかを判断する。 建物の強度を増す工事は、建物の質的向上を伴うので、「建物支出」として処理する。</p>

<土地・建物・構築物・建設仮勘定:kamoku0202 P231・上から18行目>追加

	<p>● 教室の改造工事 (CPA研究報告第20号・旧Q&A(55.5)2-4)</p>
	<p>大教室を2教室を改造するような改造工事は、用途変更として建物の質的向上になるので、「建物支出」として処理する。</p>
	<p>● 和式トイレから洋式トイレへの改装工事 (CPA研究報告第20号・旧Q&A(55.5)2-6)</p>
	<p>Qの工事は、給排水設備や間仕切りの改修工事を伴う比較的大規模な工事が予想され、建物の価値を高めるものと考えられるので、「建物支出」となる。 当該工事に伴う撤去部分については、除却処理を行わなければならない。</p>
	<p>● 改修工事に伴い撤去された部分の除却処理 (CPA研究報告第20号・旧Q&A(55.5)4-3)</p>
	<p>改修工事に伴い撤去された部分がある場合には、当該撤去部分の除却を行わなければならない。 除却部分の見積もりは、建築時見積書・仕様書・設計書等と改修見積書・仕様書・設計書等を比較して、面積等の一定指標を利用して按分計算で差し支えない。 また、国土交通省から公表されている建設工事費デフレーター等の指標で除却金額を推定しても差し支えない。</p>

<土地・建物・構築物・建設仮勘定:kamoku0202 P231・上から22行目>追加

	<p>● 建物の壁面塗装 (CPA研究報告第20号・旧Q&A(55.5)2-5)</p>
--	--

		壁面全面塗装は、建物の現状維持支出であるので、「修繕費支出」として経費処理する。
--	--	--

<減価償却額・減価償却累計額:kamoku0208 P268・上から9行目>修正・追加

		<p>●<u>耐用年数の決定(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)3-1)</u></p> <p>税法上の収益事業とみなされる補助活動部門の固定資産でも、学校法人が独自に定めた耐用年数によるのだが、税法の定めである大蔵省令による耐用年数でも認められる。</p> <p>ただし、この場合でも、減価償却方法は定額法に限られる。</p>
		<p>●<u>定率法による減価償却(問答式8-2)</u></p> <p>『基準』において定率法による減価償却計算が認められるのは、次の三つの場合にまとめられる。</p> <p>(1)『基準』が初めて適用される場合、その年度末において有している資産について</p> <p>(2)学校法人立以外の私立の学校の設置者に対して『基準』が適用される場合のその学校法人立以外の私立の学校の設置者の有している資産について</p> <p>(3)収益事業(私立学校法第26条による収益事業)を営んでいる場合の収益事業会計が有している資産について</p> <p>従って、補助活動事業の場合、税務上収益事業とみなされても『基準』第3条に定められた収益事業には該当しないため、定率法の採用はできない。</p> <p>また、『基準』では、原則として定額法による減価償却を義務づけており、取替法は認めていない。</p>

<借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア:kamoku0211 P307・上から9行目>追加

		<p>●<u>無形固定資産の耐用年数(CPA研究報告第20号・旧Q&A(55.5)3-2)</u></p> <p>CPA報告28号の耐用年数表にない施設利用権などの耐用年数は、独自に定める必要がある。</p>
--	--	--

<減価償却額・減価償却累計額:kamoku0208 P270・下から3行目>追加

		<p>●<u>休止中の施設設備の減価償却(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)3-6)</u></p> <p>固定資産は時の経過によりその価値が減少するので、休止中の施設設備であっても減価償却を行わなければならない。</p>
--	--	---

				この場合の減価償却額は、管理経費で処理する。
--	--	--	--	------------------------

<減価償却額・減価償却累計額:kamoku0208 P268・下から13行目>追加

		<p><使用状況の変化に伴う耐用年数の見直し> (CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)3-4))</p>
		<p>新しい装置の開発により現在使用中の装置の残存使用耐用年数と現時点で見積もられる将来残存年数とが著しく乖離する場合には、耐用年数を見直して当年度以降の減価償却計算を行うことが望ましい。 しかし、新しい見積もり耐用年数に基づいて過年度の減価償却計算をやり直す必要はない。</p>

<減価償却額・減価償却累計額:kamoku0208 P266・1行目>修正・追加

		<p>●償却完了と備忘価額(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)3-5)</p>
		<p>いわゆるグループ償却している機器備品については、耐用年数経過時に除却処理をする。 ただし、この除却処理をした資産については、現品管理のうえから資産管理台帳などで十分な管理が必要である。</p>
		<p>●少額重要資産の除却(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)4-4)</p>
		<p>グループ償却を行っている資産は、現物の有無にかかわらず、耐用年数の最終年度に一括除却処理を行うことになっているので、当該資産の紛失判明年度・廃棄年度で除却処理を行ってはならない。 ただし、災害等で大量に廃棄すべき資産が生じたような場合には、当該事象が発生した年度で除却処理すべきである。</p>

<機器備品・図書・車輛:kamoku0207 P247・下から13行目>追加

		<p>●償却完了と備忘価額(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)3-5)</p>
		<p>いわゆるグループ償却している機器備品については、耐用年数経過時に除却処理をする。 ただし、この除却処理をした資産については、現品管理のうえから資産管理台帳などで十分な管理が必要である。</p>
		<p>●少額重要資産の除却(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)4-4)</p>
		<p>グループ償却を行っている資産は、現物の有無にかかわらず、耐用年数の最終年</p>

	<p>度に一括除却処理を行うことになっているので、当該資産の紛失判明年度・廃棄年度で除却処理を行ってはならない。</p> <p>ただし、災害等で大量に廃棄すべき資産が生じたような場合には、当該事象が発生した年度で除却処理すべきである。</p>
--	---

<機器備品・図書・車輛:kamoku0207 P243・下から7行目>追加

	<p>●<u>教育研究用とその他の機器備品の区分(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)1-5)</u></p> <p>教育研究活動に使用する機器備品は「教育研究用機器備品」であり、それ以外は「その他の機器備品」である。</p>
	<p>●<u>AEDの計上科目について(CPA研究報告第20号・旧Q&A(S55.5)1-5)</u></p> <p>殆ど使用しないED(自動体外式除細動器)であっても、その考えで教管区分を判断してはならない。教管判断は、その主たる用途に従うのであるから、園児用に購入したものであれば、「教育研究用機器備品」として処理する。</p>

●訂正

<人件費kamoku0741 P101>

そこで、弁護士の顧問報酬についての[最高裁判決\(最判昭56.4.24\)](#)に次の判示があるので、これで概念を推し量ることができようか。

事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいう。

給与所得とは、雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。

以上検討したが、矢張り判然としないので前に戻って、実務的は、まあ、そうなっていると割り切って理解したい。

●追加

<人件費kamoku0741 P101>

以上検討したが、矢張り判然としないので前に戻って、実務的は、まあ、そうなっていると割り切って理解したい。

编者注:

H21年12月17日国税庁は、昭和28年から続いてきた一人親方等に係る報酬等の取扱いの通達を廃止し、新しい取扱いとして「大工、左官、とび職等の受ける報酬

に係る[所得税の取扱いに関する法令解釈通達](#)」を発出した。上記の理解にいくらかでも貢献されようか。

●修正

<〇〇〇〇 P000>